

# 運営者の責務と虐待防止委員会 『虐待防止委員会の活性化』 『通報』 (講義・演習)

～通報はすべての人を救う～趣旨を理解する

医療法人せのがわ ミットレーベン  
島本 貴光  
社会福祉法人創樹会 さくら  
埜 栄作

※本データは、2024年国研修を参考としております

# 獲得目標・ねらい

- 事例とグループワークを通して虐待防止のための計画作り、チェックとモニタリング、虐待が疑われる事案等への対応（「通報はすべての人を救う」）を理解し、虐待防止委員会を活性化させどのように進めていくか学ぶ

## 障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

### [現行]

- ① 従業者への**研修実施（努力義務）**
- ② 虐待の防止等のための**責任者の設置（努力義務）**

### [見直し後]

- ① 従業者への**研修実施（義務化）**
- ② 虐待防止のための対策を検討する**委員会**として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化（新規）**）
- ③ 虐待の防止等のための**責任者の設置（義務化）**

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

### 【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

# 虐待防止委員会とは？

- 運営規程で定めた「虐待を防止するための措置」として、その具体的な組織としての取り組みとして「虐待防止委員会」の設置を推奨していましたが、**令和4年度から必置**となっています。（**全ての事業所が対象**となります）
- 虐待防止委員会の責任者（委員長）は、通常、管理者が担うこととなります。
- 虐待防止委員会を組織的に機能させるために、各サービス事業所のサービス管理責任者やサービス提供責任者、ユニットリーダー等、各事業所や現場で虐待防止のリーダーになる職員を虐待防止責任者として配置。
- 複数事業所があり、虐待防止責任者が複数名配置されている場合は各事業所間、責任者間で虐待への認識の相違が起きないように、相互確認を行ったり、複数名で同一現場を確認ながらチェックリストを用い、基準を統一することがポイント。

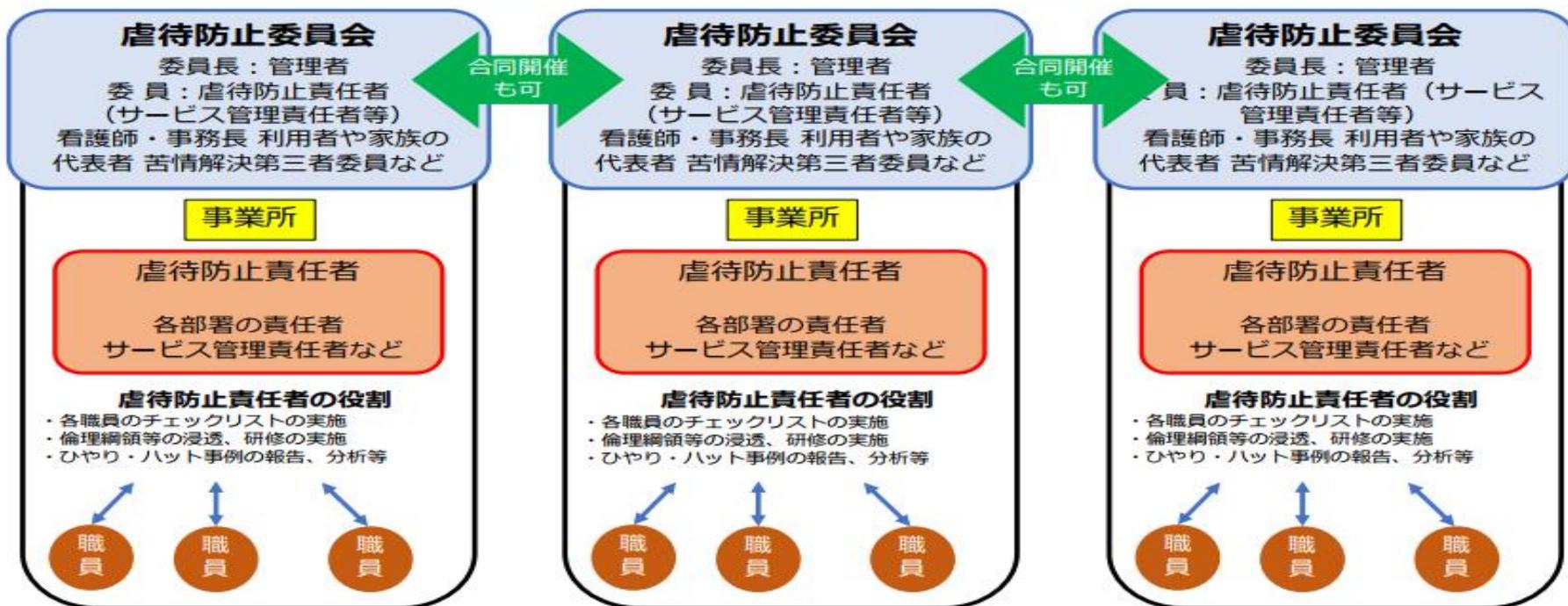
## 虐待防止委員会の主な役割

1. 虐待防止のための計画づくり
2. 虐待防止のチェックとモニタリング
3. 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

# 障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

## 虐待防止委員会の役割

虐待防止のための計画づくり、虐待防止のチェックとモニタリング、虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討 等



## 虐待防止のための計画づくり

- ・ 虐待防止の研修
- ・ 虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善
- ・ ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し
- ・ マニュアルやチェックリストの作成と実施
- ・ 掲示物等ツールの作成と掲示等

上記の実施計画づくり



年間計画を作り組織的に運営し、進捗管理を行う

---

考えられる研修の種類	例示
<p>①管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 基本的な職業倫理</li> <li>• 倫理綱領、行動指針、掲示物の周知（虐待防止の委員会で検討された内容を含めて）</li> <li>• 障害者虐待防止法等関係法律や通知、指定基準等の理解</li> <li>• 障害当事者や家族の思いを聞くための講演会</li> <li>• 過去の虐待事件の事例を知る等</li> <li>• 職場内研修用冊子の活用</li> </ul> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf</a></p>
<p>②職員のメンタルヘルスのための研修</p>	<p>怒りの感情への対処法を身につけるための研修としての「アンガーコントロール」</p>
<p>③障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害や精神的な疾患等の正しい理解</li> <li>• 行動障害の背景、理由を理解するアセスメントの技法</li> <li>• 自閉症の支援手法（視覚化、構造化等）</li> <li>• 身体拘束、行動制限の廃止</li> <li>• 服薬調整</li> <li>• 他の障害者福祉施設等の見学や経験交流等</li> <li>• コンサルテーションの導入</li> </ul>
<p>④事例検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害者のニーズを汲み取るための視点の保持</li> <li>• 個別のニーズを実現するための社会資源等の情報や知識の習得</li> <li>• 個別支援計画というツールを活用しての一貫した支援及び支援者の役割分担等</li> </ul>
<p>⑤利用者や家族等を対象にした研修</p>	<p>「わかりやすい 虐待防止法パンフレット」</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf</a></p>

## 全ての職員への周知徹底

- ・「倫理綱領」や「行動指針」等
- ・「虐待防止マニュアル」の作成
- ・「権利侵害防止の掲示物」の掲示等

虐待防止委員会から提供されるだけだと形骸化されやすい。  
主体的に取り組みに参加できる計画を検討

管理職層のマネジメントで、職員の行動レベルを倫理要領  
や行動指針につながるようにする

会議体や朝礼等で行動指針などを意識した決定事項や共有  
事項を意識的に増やす

# 虐待防止のチェックとモニタリング

- 虐待が起こりやすい職場環境の確認
- 各職員が定期的に自己点検
- 現場で抱えている課題を委員会に伝達
- 発生した事故（不適切な対応事例も含む）状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況について報告

チェックリストや運用ルールを設定し、  
委員会へ情報が提供される仕組みを作る

## 労働環境・条件、メンタルヘルスチェックリスト

残業時間が多くならないように配慮されているか、または管理されているか

休日出勤はあるか、あっても多くなっていないか

休憩する時間と場所が確保されているか

年休は法定以上付与され義務日数以上取得している、且つ取得しやすい状況であるか

宿直は法定回数以内且つ宿直環境が整っているか

勤務後の次の勤務までのインターバルは十分か（遅番の後の早番はないか等）

上司・同僚などからフォローを受けられるか、または相談できるか

人員配置や仕事量は適切に行われ、特定の人に負荷が偏っていないか

各々の力量にあった難易度の仕事が割り振られているか

指示命令系統は明確になっているか

業務の内容や方針にしっかりとした説明があるか

## 職員セルフチェックリスト

《チェック項目》	チェック欄
1. 利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に行うよう日々、心がけている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
2. 利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
3. 利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に言い、威圧的な態度、命令口調にならないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
4. 職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
5. 利用者の同意を事前に得ることなく、郵便物の開封、所持品の確認、見学者等の居室への立ち入り等を行わないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
6. 利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
7. 利用者を長時間待たせたりしないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
8. 利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行わないようにしている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
9. 危険回避のための行動上の制限が予想される事項については、事前に本人、家族に説明し同意を得るとともに、方法を検討し実施にあたっては複数の職員によるチームアプローチをとっている。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
10. 利用者に対するサービス提供に関わる記録書類（ケース記録等）について、対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入している。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
11. ある特定の利用者に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
12. ある特定の職員に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
13. 他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

14.上司と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
15.職員と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
16.他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面にでくわしたことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
17.他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面を容認したこと（注意できなかったこと）がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
18.最近、特に利用者へのサービス提供に関する悩みをもち続けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
19.最近、特に仕事にやる気を感じないことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
20.最近、特に体調がすぐれないと感じることがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

「障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き(令和4年4月)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000944498.pdf>

のP45「参考資料」に、倫理綱領や様々なチェックリスト等が掲載されています。

---

# 風通しのよい職場づくり

- 職場内に「話してもよい」安心感を生むこと
- 人は感情で動く、信頼、信用がないところに会話はしない
- 特に上司の聞く姿勢、その後のアクションによって、「話しにくい」「話す意味がない」が決まる
- 会議体も適切にPDCAが回るように行わないと、同じことが起きる→最低でも、決定事項、担当、期日は議事録で共有する
- 職場づくりの最初は、上司から部下へ情報を取りに行く
- 週次で1対1面談などは有効
- 業務上必要な情報共有の場所や更新ルール等は共通認識があるか

## 身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、**運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加**するとともに、**減算要件の追加**を行う。  
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- **訪問系サービスについても**、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、**「身体拘束廃止未実施減算」を創設**する。  
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

### 運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

### 減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

## 障害者虐待の防止・権利擁護

### 虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

#### （参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### 身体拘束の適正化

○ 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

#### （参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

### 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

○ 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

# (1) 身体拘束等の適正化の体制整備

身体拘束はなぜ問題なのか？

- ① 障害の有無に関わらず全ての人には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利があります。一方で、身体拘束とは、障害者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、行動を抑制または制限し、障害者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為です。
- ② 障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待にあたる行為とされています。身体拘束は、関節の拘縮や、筋力や心肺機能等、身体能力の低下、褥瘡の発生等の身体的弊害、意思に反して行動を抑制されることによる不安や怒り、あきらめ、屈辱、苦痛といった精神的な弊害をもたらします。
- ③ このことは家族にも大きな精神的苦痛となるとともに、職員等は問題解決の手段として、安易に身体拘束に頼るようになり、モチベーションや支援技術の低下を招く等の悪循環を引き起こすこととなります。そのため、身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、支援の質が低下する悪循環を止める、虐待防止において欠くことのできない取組といえます。
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。

# (1) 身体拘束等の適正化の体制整備

(身体拘束等をやむ得ず行う場合は、以下の全てを満たすことが必要)

- ① 切迫性：利用者本人又は利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる危険性が著しく高いことが要件となります。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する帆方法がないことが要件となります。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

\*さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

# (1) 身体拘束等の適正化の体制整備

(やむを得ず身体拘束を行うときの手続き)

## ① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

## ② 本人家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

## ③ 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

# 身体拘束に関する説明書・経過観察記録（参考例）

（身体拘束に関する説明書・経過観察記録（参考例））  
 （『身体拘束ゼロへの手引き』厚生労働省、2001年）

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

〇〇〇〇様

- あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の拘束を行います。
- ただし、解除することを目標に観念検討を行うことを約束いたします。

記

A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない

C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

施設名 代表者 印  
 記録者 印

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成 年 月 日

氏名 印  
 (本人との続柄)

【記録2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

〇〇〇〇様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者名	記録者サイン

# 個別支援計画への記載例

落ち着いて過ごしたい	落ち着いて過ごせるよう、環境設定を行う + 評価	落ち着いて過ごしたい + 評価	[その他] ・座席の位置を配慮する（窓側にならないように） ・行動の前後を観察し、行動の背景を分析し、行動制限以外の方法を探る ・3要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たす場合は行動制限を行う ・前に立ち体で止める、両手で抑えるなどを行い、本人や他の人に危険が及ばないように配慮する（6ヶ月） サービス管理責任者 生活支援員	+ 評価
------------	-----------------------------	--------------------	---	------

個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けて取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです。

# 身体拘束の3要件に該当しなくなったら すぐに解除

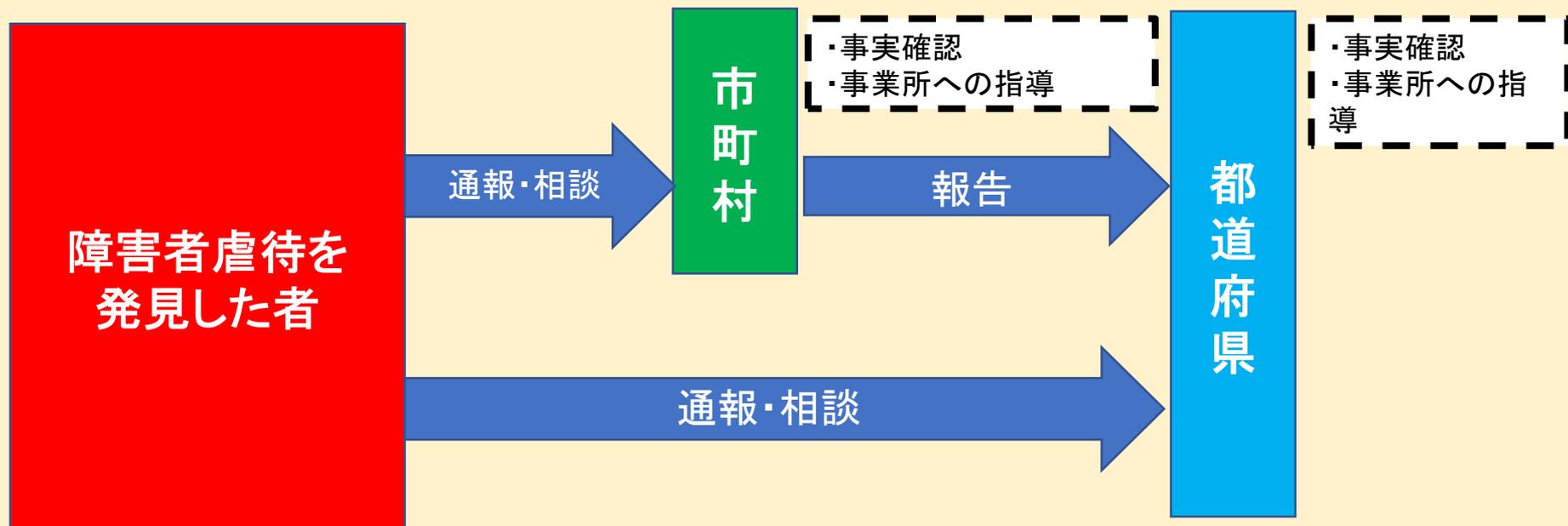
- 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合であっても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察し、再検討し、3要件に該当しなくなったら、直ちに拘束を解除します。
- この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要とされています。

虐待が疑われる事案への対応  
(講義・演習)

# 獲得目標・ねらい

- 映像と個人(グループ)ワークを通して虐待が疑われる事案への対応について理解する。
- 「通報はすべての人を救う」の趣旨を理解する。

## 確認：通報のルート（障害者福祉施設従事者等）



- ・ 障害者虐待防止法には「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、これを市町村に通報しなければならない」と規定されている。
- ・ 「誰が通報する」という規定はなく「発見した者」には通報義務がある。

## 確認：障害者福祉施設等従事者がとるべき通報の手順

- ① 現場の職員等が、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した際は、速やかに市町村に設置された障害者虐待防止センターに通報しなければなりません。
- ② この職員が所属する法人・事業所が虐待防止委員会や「通報の手順」などを定めている場合には、直属の上司や管理責任者にまずは報告し、通報してもらうことも構いません。
- ③ 上司や管理責任者に報告したにもかかわらず、通報がされなかったときにはうやむやにせず自ら通報すべきです。その際には、期間を長くおかずに通報しないと機会を逸することがあります。
- ④ 疑いを発見した事案が虐待であったかどうかは第三者が認定することで、事実が確認できていなくても通報はできます。
- ⑤ 通報をしたことによって、その人に不利益が生じないようにされるべきです。

**演習：ある障害者支援施設で発生した虐待事案について**

# 演習について

- これから、虐待防止委員会開催場面について2つの場면을視聴していただきます。(1場面3分～5分程度です)
- それぞれの場면을観ていただいた後の演習を行います。
- 個人ワーク3分～5分、グループワーク15分ほど行っていただきます。
- グループワークでは司会の方に進行をしていただき、個人ワークの意見をまとめてください。
- その後、共有の時間で、発表をお願いします。

# 【事案の概要】

- ある日、社会福祉法人〇〇が運営する、障害者支援施設で、虐待の疑いのある事案が発生しました。
- 内容は、職員の中村が、強度行動障害のある利用者である後藤さんに対して、身体的虐待及び心理的虐待を行ったというものでした。
- 後藤さんの午前中の日課は、作業室でダンボールの箱折作業でしたが、前日に、全てのダンボールの箱折作業は終わっており、今日、作業するダンボールは既ありませんでした。
- 通常であれば、ダンボール作業が無くなりそうになったら、担当職員が作業を提供している会社に連絡し、ダンボールを持ってきていただくことになっていましたが、担当職員は、その事を忘れてしまっていました。
- 後藤さんは、急な予定の変更が苦手で、今日のダンボールの作業がないことに対してパニックを起こしました。自分の頭を叩き、大きな唸り声を上げ、作業テーブルをひっくり返したりしました。また他の利用者に対しての他害行為が発生しました。
- 中村職員は、その行動を止めようとして「後藤さん、落ち着いてください」と声がけをしましたが、興奮は収まらず、中村職員の腕を掴んで強く爪を立て、大声で泣き叫びました。
- 痛みに耐えかねた中村職員は「いい加減にしろよ！お前！」と言って、腕を振り払い、後藤さんの両肩を掴んで、壁に強く押し付けました。
- その場面を見た、同じ作業室にいた同僚の職員は「これは虐待ではないか」と思い、サービス管理責任者の清水に報告をしました。
- 清水から報告を受けた大野施設長は、障害者虐待防止法に基づく通報をする事案に該当すると判断し、行政への通報を指示し、その後、緊急の虐待防止委員会の開催をすることしました。

# 登 場 人 物

## ※虐待防止委員会出席者

- 山田理事長…理事長
- 大野施設長…虐待防止責任者
- 清水サビ管…虐待防止マネージャー
- 林 事務長…虐待防止委員会 委員
- 大塚看護師…虐待防止委員会 委員

## ※利用者(被虐待者)

- 後藤さん(28歳 重度知的障害＋自閉スペクトラム症 障害支援区分5)
- 言葉の理解はあまりできない。予定外の出来事が苦手。パニックになると自分の体を叩いたり、他外行為がある。飛び跳ね、大声、1時間以上泣き続けることがある。

## ※職員(虐待者)

- 中村…後藤さんの担当 入職4年目

## 登場人物について(参考)

職員名	キャラクター
山田理事長	法人の理事長。福祉のことはあまり分からない感じ。物事を大事にすることを好まず、ことなかれ主義的な一面がある。利用者に権利意識にはやや乏しく、法人の評判や体面を気にするところがある。正義感の強い大野施設長のことをあまり快く思っていない。
大野施設長	入所施設の施設長・虐待防止責任者。利用者の権利擁護についての知識や見識があり、今回の虐待事案については、直ぐに通報をするように清水に指示する行動派。山田理事長からは融通の効かないところを煙たがられている。
林事務長	山田理事長のつながりで事務長にヘッドハンティングされた人物。建設会社から福祉業界へ転身。福祉的な知識・経験はない。理事長寄りの意見を持つが、周囲の意見を聞いて、徐々に認識を改めていく。
清水サビ管	サービス管理責任者であり虐待防止マネージャー。大野施設長の影響を受け、正義感が強く、障害者虐待のみならず、利用者の権利擁護についても思いが強い。
大塚看護師	別の施設から転職してきた看護師。以前の施設では虐待通報がなされずに、放置された場面を見た苦い経験がある。前職の経験を話し、通報の重要性を進言する。

## 虐待に関する相談・行動記録(参考)

記載日: 令和△年○月××日(□)		記録: 清水(サビ管)
利用者氏名: 後藤○○様		当該職員氏名: 中村●●
		報告者: ××
日付	令和△年○月	記録
時間	10:00	<p>ダンボール作業をするため、後藤様が作業室に入られるが、いつも用意されているダンボール作業がなく、不穩になる。</p> <p>予定の変更が受け入れられず、自傷行為と声出しが発生。中村職員が「今日はダンボールはありません」と伝えるも、納得せず、更に大きな声を上げてパニックとなり、いつも使っているテーブルを引っくりかえしてしまう。その後、同じ室内にいた、他利用者への掴みかかりが発生したため、中村職員が引き離す。</p> <p>その後、中村職員の両腕を強く掴み、爪を立て、大きな声で「いやー！いやー！！」と叫ぶ。中村職員は「後藤さん、危ないからやめて、痛い」と訴えるも、収まらず、更に大きな声を上げて泣き始める。</p> <p>中村職員が大きく両手を上下に動かかして、手を振りほどいた後、後藤様の両肩を掴んで、直ぐ後ろの壁に体を押し付けた後「いい加減にしろよ！お前」と大声で言った。</p> <p>同じ部屋にいた小林職員が、後藤さんに別の作業室で作業するように提案をして、移動をする。後藤さんは「いやー、いやー」と言いながらも、移動をした。</p>
時間	13:00	その場面に立ち会っていた××職員が清水サビ管に報告。
時間	13:30	清水サビ管: 後藤さんの状況を確認。午後の作業は落ち着いて過ごされていた。壁に打ち付けられていたとのことで、背中や肩を確認したが、外傷は見られず。また、看護師が中村職員の腕の状態を確認。腫れと出血があり、処置。大塚看護師には「後藤さんがパニックなっちゃって」という発言があったものの詳細は語らなかったとのこと。
時間	14:00	大野施設長に報告。施設長、虐待に該当すると判断し、通報を指示。
時間	14:30	清水、××市障害者虐待防止センターに通報。通報の旨、大野施設長に報告するとともに、虐待防止委員会の開催を各委員に連絡をする。大野施設長の判断により事業所での初めての事案なので理事長にも出席いただくこととした。

令和4年度 厚生労働省障害福祉総合福祉推進事業  
「障害者虐待・権利擁護指導者研修のさらなる質の向上に資する研究」  
映像資料

## 場面①

---

## 場面① 個人ワーク(5分)

- 同じような事案が、あなたが勤務する施設で発生した場合、通報をしますか？
- あなたの勤務する施設で虐待事案が発生した場合、どのような報告・通報ルートになっていますか？
- あなたの勤務する施設で虐待の疑いの事案が発生した時、虐待防止委員会にかけずとも、直ぐに通報できるルートになっているでしょうか？

# 個人ワークシート①

A large, empty rounded rectangular box with a thick black border, occupying the majority of the page below the title. It is intended for a personal worksheet.

- ・虐待を疑う事案が発生した場合は通報の義務がある。  
⇒施設にそれを妨げる権利はありません！
- ・法人組織としてきちんとマニュアル化されているか？
- ・通報後、行政が判断し、虐待ではなかった場合は支援に対して自信を持ち安心材料のひとつになることも。

○一番いけないことは「通報されないこと」である。

令和4年度 厚生労働省障害福祉総合福祉推進事業  
「障害者虐待・権利擁護指導者研修のさらなる質の向上に資する研究」  
映像資料

## 場面②

---

## 場面② 個人ワーク(5分)

- こういう事案が発生した場合、通報をためらう要因になっているものはなんですか？(不安なこと、怖いこと、失うもの)
- 不安要因があったとしても、勇気を出して通報をすることが、あなたにはできるでしょうか？
- この事案を通報せずに放置をした場合、今後、事業所や利用者にはどのような影響があると思いますか？

# 個人ワークシート②

A large, empty rounded rectangular box with a thick black border, occupying most of the page below the title. It is intended for a personal worksheet.

令和4年度 厚生労働省障害福祉総合福祉推進事業  
「障害者虐待・権利擁護指導者研修のさらなる質の向上に資する研究」  
映像資料

## 場面③

---

## 場面③ グループワーク(15分～20分)

- 場面③を視聴しての感想をグループで共有してください。

### 【話し合いのポイント(例)】

- あなたの事業所では、上司(あるいはあなた)が通報についてどのような理解ができているでしょうか？
- 通報者保護について、どのような対応をしているでしょうか？

# ま と め～「通報は、すべての人を救う」～

- 虐待防止委員会は「通報をする・しない」の判断をするための組織ではありません。
- 通報に際しては、発見者やその上司から虐待防止委員会に報告があった場合も含め、直ちに行政への報告・通報をする必要があることを理解してください。
- 速やかな通報が、全ての人の被害、責任を最小限にし、虐待行為をエスカレートさせないための、重要な行為となります。
- 通報は義務です！

## 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集

報告書: <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963542.pdf>

事例集: <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963543.pdf>

令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」(PwCコンサルティング)

## 小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント(事例集P18)

### <虐待防止>

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
研修の実施	<p>①虐待防止等に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。 ※解釈通知では、「研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。」とされています。</p> <p>②地域内で積極的に虐待防止等に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。</p> <p>③研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加できなかった職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する</p>
虐待防止委員会の開催	<p>④虐待防止委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人(理事長等)が運営や取りまとめをサポートする。 ※解釈通知の中では、「虐待防止委員会の開催に必要な人数は、事業所の管理者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば、最低人数は問わない。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。</p> <p>⑤虐待防止委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 ※第三者は、弁護士等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。</p> <p>⑥既存の会議体や委員会(定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等)の開催に併せて虐待防止委員会を実施する。</p>
指針の整備	<p>⑦虐待防止等のために必要な指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。</p>

## 小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント(事例集P19)

### <身体拘束等の適正化>

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
身体拘束等を行う場合の必要事項の記録	① 記録に必要な書式・様式等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして 検討を進める
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催	② 身体拘束適正化委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人が運営や取りまとめをサポートする。 ※解釈通知の中では、「事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。 ③ 身体拘束適正化委員会は、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営する。 ※解釈通知の中では、「虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について 検討することも差し支えない。」としています。 ④ 既存の会議体や委員会(定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等)の開催に併せて身体拘束適正化委員会を実施する。 ⑤ 身体拘束適正化委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 ※第三者は、医師等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。
研修の実施	⑥ 身体拘束に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。 ⑦ 地域で積極的に身体拘束に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。 ※解釈通知では、「研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において 身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。」とされています。 ⑧ 研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加しない職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。
指針の整備	⑨ 身体拘束等の適正化のための指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。